防犯灯設置管理事業のQ&A（R8年10月）

■移管に関すること 2

■現地調査（令和8～9年度） 5

■一斉交換工事（令和10年度） 6

■市に移管した防犯灯の管理（令和10年度～） 7

■防犯灯の新設要望 7

■開発で設置された防犯灯 8

■独立柱 8

■リース期間終了後 9

■移管に関すること

No,	質問内容	回答
1	市に防犯灯を移管するかどうかの最終的な意向確認はいつになりますか？	令和9年度に最終意向確認を行います。
2	令和9年度に引き続き町会・自治会で管理することを選択した場合、数年経過後に市へ移管することは可能ですか？	令和9年度の最終意向確認での回答は、基本的に令和20年度まで変更できません。 最終意向確認の提出までに、町会・自治会内で十分に合意形成をはかってください。
3	市へ移管した場合、町会・自治会の負担はどのように変わりますか？	町会・自治会の負担は大きく軽減すると考えています。 毎月・毎年の電気料金の支払い、市への補助金の申請、新設・故障に伴う工事対応をその都度行うなどの業務負担がなくなります。ただし、新設要望、地域の調整、地域の防犯活動、独立柱の管理といった役割は引き続き町会・自治会で担っていただきます。
4	町会・自治会が市への移管を希望しない理由として考えられるものは何ですか？	町会・自治会からは「管理により防犯意識が向上する」「財産として引き続き管理したい」「防犯灯管理が加入促進のツールとなっている」等のご意見をいただいております。
5	町会・自治会が引き続き防犯灯を管理する場合、現行の補助金制度を利用できますか？	従来どおり補助金制度をご利用いただけます。
6	市への移管を希望した場合、いつから市の管理となりますか？	令和10年4月から市管理となる予定です。
7	市への管理までの間、防犯灯の新設や故障対応はどうすればよいですか？	令和10年3月末までは、従来どおり補助金をご活用いただき、町会・自治会にてご対応お願いいたします。
8	移管の際、市への名義変更は、町会・自治会が行うこととなりますか？	市が名義変更手続きを行います。 ただし、手続きに必要な書類の提出を町会・自治会にお願いする可能性があります。
9	市が管理することで、防犯灯の設置場所の変更や数が減ることはありますか？	原則、現在の設置状況を引き継ぐ想定です。 ただし、全灯調査の結果、独立柱設置の防犯灯が近くの電柱へ移設可能であることや、設置間隔が過密であること等が判明した場合は、現在の設置状況から一部変更となる可能性があります。

No,	質問内容	回答
10	市への移管対象とならない防犯灯はありますか？	・公衆街路灯契約ではない場合（公衆街路灯契約であっても、設置時と周辺環境が変わり、公衆街路灯契約の目的を満たさない場合は対象外） ・電気料金の契約名義や、防犯灯の所有が町会・自治会以外の場合（例：個人、管理組合等） ・独立柱の強度に問題がある場合 ・特殊な防犯灯（デザイン灯や光害対策用灯具）で、一般的な灯具への付け替えを希望しない場合等を現時点では想定しております。
11	全灯移管を希望していたが、一部移管対象外となる防犯灯があった場合、その他の防犯灯は移管できますか？ また、移管対象外となった防犯灯は、引き続き補助を受けることができますか？	移管可能です。 ただし、移管対象外となった防犯灯については、補助金の対象となるか個別に検討させていただきます。
12	公衆街路灯契約とは何ですか？	人々が行き交う道に、公衆のため設置した防犯灯に適用される電気料金の契約形態です。
13	従量電灯契約が移管対象外となるのはなぜですか？	従量電灯契約は、防犯灯の電力が防犯灯以外の電力（共用部等）とあわせて扱われており、防犯灯専用の独立した契約ではありません。そのため、防犯灯だけを切り離して市に移管することが技術的に困難となることから、従量電灯契約の防犯灯は移管対象外となります。
14	従量電灯契約の防犯灯と公衆街路灯契約の防犯灯の両方を所有している場合、公衆街路灯契約の防犯灯は市に移管することができますか？	公衆街路灯契約の防犯灯のみ移管可能です。 従量電灯契約の防犯灯は、引き続き町会・自治会にて管理をお願いいたします。なお、管理にあたっては、従来どおり補助金をご活用いただけます。
15	防犯カメラ付き防犯灯は移管の対象となりますか？	電気料金の契約形態が公衆街路灯契約ではないため、移管対象外です。
16	防犯灯が設置されている場所に、防犯灯以外のもの（例：防犯カメラ等）を別途設置していますが、防犯灯の移管は可能ですか？	基本的に可能だと考えておりますが、本事業を進める中で、設置場所等について協議させていただく可能性がございます。

No,	質問内容	回答
17	デザイン性のある防犯灯（デザイン灯）については引き続き町会・自治会で管理し、汎用型の防犯灯のみ移管することは可能ですか？	可能とする予定です。 デザイン灯の継続利用を希望する場合、デザイン灯については引き続き補助金にてご対応いただき、汎用型の灯具のみ移管いただくこととなります。
18	デザイン性のある防犯灯（デザイン灯）を市へ移管した場合、どのような取り扱いとなりますか？	市での一斉交換工事の際、基本的にはデザイン灯から汎用型の灯具へ交換することを想定しています。今後もデザイン灯のまま管理することを希望する場合には、補助金を活用し、町会・自治会にて管理をお願いいたします。
19	商店会が所有していた商店街路灯を町会・自治会で引き取ってほしいという話があった場合、どうしたらよいですか？	商店街路灯は、柱の形状が通常の独立柱と異なることが見込まれるため、町会・自治会での維持管理を引き続き行うことができるか検討する必要があります。そのような相談があった場合は、まず自治振興課へご連絡ください。
20	農作物の影響を考慮する等、LED 化していない防犯灯は移管できますか？	従来どおり補助金をご活用いただき、対応をお願いする予定です。
21	町会・自治会エリア内に、電気料金の契約名義が不明な防犯灯がありますが、市に移管できますか？	移管対象外となります。 なお、電気料金の個別の契約名義は3月・9月の電力会社の電気料金集約分内訳表にて確認できます。お手元にある場合は、捨てずに保管いただくようお願いいたします。
22	町会・自治会エリア内に、電気料金の契約名義が町会・自治会ではないが、町会・自治会が管理を行っている防犯灯がある場合、市に移管できますか？	移管対象外となります。 市への移管を希望する場合は、現在の名義人から町会・自治会に名義変更のお手続きを行ってください。
23	町会・自治会エリア外に、防犯灯を設置していますが、市へ移管することはできますか？	町会・自治会エリア外に設置していることを理由に、移管対象外とすることはありません。
24 追加	防犯灯の電力契約を確認したところ、名義が町会・自治会名ではない契約がありました。市に移管せず、町会・自治会で管理を続ける場合、契約名義を町会・自治会名へ変更する必要はありますか？	市の補助金を活用して防犯灯を管理される場合であっても、今後のために契約名義を町会・自治会名へ変更していただきますようお願いします。
25 追加	市に移管せず町会・自治会で管理を続ける場合は、独立柱の強度不足があった場合でも修繕の必要はありませんか？	市の補助金を活用して、防犯灯を管理される場合であっても、安全のため修繕をお願いいたします。

No,	質問内容	回答
26 追加	市に移管せず、町会・自治会で管理を続ける防犯灯にも、市が設置する管理プレートは付くのですか？	町会・自治会で管理を続けられる防犯灯にも、故障の通報等があった際に速やかに町会・自治会にお知らせできるよう、管理プレートを設置する予定です。 設置後は、不点灯などの連絡は市のコールセンターで受け付け、内容を町会・自治会の担当者様へお伝えする流れとなります。

■現地調査（令和8～9年度）

No,	質問内容	回答
1	現地調査の対象となる防犯灯はどれですか？	市移管、町会・自治会管理の希望にかかわらず、町会・自治会が維持管理している公衆街路灯契約の防犯灯が対象となります。 なお、補助金申請時に提出された防犯灯位置図や電力会社の契約一覧等をもとに、調査を行います。
2	現地調査とは具体的に何を行うのですか？	事業者が現地にて、1灯ずつ防犯灯の位置や設置状況などを確認します。また、あわせて柱（電柱を除く）の強度調査を行います。
3	現地調査時、独立柱に対してはどのような調査を行うのですか？	腐食の確認や、打音による調査、写真撮影等を行うことを予定しています。
4	現地調査について、町会・自治会が立ち合い等を行うことは必要ですか？	事業者が調査を行うため、町会・自治会が立ち合い等を行うことは原則として必要ありません。ただし、調査を行う中で不明な点があればお問い合わせさせていただく場合があります。
5	全灯調査の結果は、町会・自治会にお知らせされますか？	移管対象となる防犯灯を示した位置図等を送付する予定です。 また、独立柱の点検結果もあわせてお知らせする予定です。なお、市への移管を希望する場合、調査により劣化が確認された柱の交換や撤去について、町会・自治会にて対応が必要となります。
6	全灯調査の結果、独立柱の腐食や強度不足のため、リース灯具が取り付けられないと判断された場合は、どのように対応すれば良いですか？	補助金を活用し、独立柱を建て直していただくことを想定しています。 また、近接する電柱がある場合は、移設を提案させていただく可能性があります。

■一斉交換工事（令和10年度）

No,	質問内容	回答
1	管理プレートとは何ですか？	市でシステム管理を行うための、識別用プレートです。市移管、町会・自治会管理にかかわらず、公衆街路灯である防犯灯の電柱・独立柱に設置予定です。
2	管理プレートには何が記載されますか？	防犯灯を識別する番号、市章、市名、コールセンターの電話番号等を記載する予定です。
3	一斉交換工事により、どのような防犯灯が設置されるのですか？	基本的に10ワット高照度（従来の20ワット相当）・昼白色（白っぽい光）のリース灯具を設置する予定です。なお、市でのリース期間は令和11年4月から令和21年3月末までの10年間を予定しています。
4	一斉交換工事で今より暗くなりませんか？	市の設置基準である30メートル間隔で設置した際に、警察庁「安全・安心まちづくり推進要綱」を満たす照度基準クラスB+（4m先の人の挙動・姿勢がわかる明るさの灯具）を選定します。そのため、仮に現在より暗くなってしまった場合でも、必要水準の確保はできていると考えております。
5	令和10年度の防犯灯の故障や新設は、どのように対応しますか？	市に移管した防犯灯の場合は、市が一斉交換工事の中で対応します。引き続き町会・自治会管理とした場合は、従来どおり補助金にて対応いたします。
6	市に移管した防犯灯の中で、令和7～9年度に町会・自治会で設置したものは、一斉交換工事の対象外となるのはなぜですか？	エコの観点から、灯具を継続使用することとしました。
7	市に防犯灯を移管した後、宅地開発で設置された防犯灯はどうなりますか？	市としましては、できる限り市内の事業者の皆様にご協力いただきたいと考えております。 そのため、受託事業者が、電気工事組合などを通じて市内の事業者へ広く声をかける予定です。また、各町会・自治会でこれまでお付き合いのある電気事業者を推薦いただくことも可能です。ご推薦いただいた事業者へも受託事業者から協力についてお声がけしますので、ご希望の場合は推薦書のご提出をお願いします。

■市に移管した防犯灯の管理（令和10年度～）

No,	質問内容	回答
1	市に移管した防犯灯の電気料金の支払いは誰が行いますか？	電気料金の契約名義が市となるため、市が電力会社へ直接支払いを行います。
2	市に移管した防犯灯が故障した場合、どのように対応すれば良いですか？	故障や不具合等を発見した方から、コールセンターにご連絡をいただく想定です。 市へ移管された防犯灯は、故障等の連絡を受けてから原則3～5営業日を目安に事業者が対応します。
3	コールセンターに連絡できる人は町会・自治会だけですか？	故障や不具合等を発見した方等、どなたでもご利用いただけます。
4	コールセンターの設置期間はいつですか？	令和11年4月～令和21年3月末までの予定です。
5	市に防犯灯を移管した後、町会・自治会が解散した場合はどのような取り扱いとなりますか？	現在設置されている防犯灯については、市と町会・自治会で必要性の確認が既になされているものと考えられますので、リース期間中はただちに廃灯となることはありません。 ただし、リース期間満了時に改めて必要性の確認を行う際に、廃灯となる可能性はあります。

■防犯灯の新設要望

No,	質問内容	回答
1	市へ防犯灯を移管した町会・自治会の、新設要望から設置までの具体的な流れを教えてください。	設置を希望する前年度に町会・自治会より新設要望を提出いただく予定です。 要望内容等を考慮して優先順位を決定し、灯具設置の工事を行います。 なお、独立柱に防犯灯を設置することを要望する場合、柱部分は従来どおり補助金をご活用いただき、町会・自治会にてご対応いただきます。
2	引き続き町会・自治会が行うこととなっている「地域との調整」とは具体的に何をすることを想定していますか？	これまでと同様に、防犯灯設置に関する近隣住民の方の意見集約・調整等を想定しています。

No,	質問内容	回答
3	町会・自治会がないエリアに、防犯灯を新設することはできますか？	近隣の町会・自治会から要望があった場合、要件を満たせば設置が可能です。なお、要望は、町会・自治会からのみ承ることを想定しています。
4	個人や、町会・自治会以外の団体からの新設要望はできますか？	できません。 これまでと同様、市で町会・自治会以外から新設の相談を受けた場合は、該当地域もしくは近隣地域の町会・自治会へ連絡させていただきます。町会・自治会にて必要性を判断し、必要であれば新設要望を行っていただきます。

■開発で設置された防犯灯

No,	質問内容	回答
1	市に防犯灯を移管した後、宅地開発で設置された防犯灯はどうなりますか？	これまでの手続きを簡素化したうえで、市が管理する方向で検討を進めています。 なお、町会・自治会管理エリアでの開発の場合は、これまでと同様に、町会・自治会にて移管を受けるかご判断いただくこととなります。

■独立柱

No,	質問内容	回答
1	なぜ独立柱は移管対象外となるのですか？	今後、多くの灯具が耐用年数を超えることから、本事業では灯具の更新を迅速に進める必要があります。 独立柱の移管には、権利関係を整理する必要があり、その手続きに多くの時間がかかることが見込まれるため、今回は移管対象外としました。 本事業での現地調査の際、柱の設置状況が明らかになりますので、その状況を踏まえ今後検討していく予定です。
2	灯具の移管ができない独立柱について教えてください。	・リース灯具を10年間設置する強度がない ・町会・自治会管理の独立柱ではない ・土地の所有者に了承を得ていない　場合等
3	1本の独立柱が腐食していて灯具の移管ができない場合、他の防犯灯も全て移管できなくなりますか？	独立柱に腐食があり、市に移管できない防犯灯がある場合でも、他の防犯灯は市に移管することが可能です。

No,	質問内容	回答
4	独立柱に腐食が生じている場合、柱を交換することで灯具の移管は可能となりますか？	令和10年度の市管理開始までに柱を交換していただければ、灯具を市に移管することが可能となる予定です。
5	令和10年度の市管理開始までに腐食した独立柱を交換する資金の捻出が難しい町会・自治会はどうなりますか？	柱の交換が完了するまでの間は、従来どおり補助金をご活用いただき、対応をお願いする予定です。日頃の点検や、費用の確保等については、本事業にかかわらず計画的に行っていただきますよう、お願いいたします。

■リース期間終了後

No,	質問内容	回答
1	市に移管した防犯灯について、リース期間終了後（令和21年度以降）は、引き続き市で管理することとなりますか？	リース期間中の運用状況を踏まえて、市で引き続き管理する想定で検討してまいります。